

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 13 —



平成30年10月
編集・発行／
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

もっともっと地域の農業を活性化させたい

白子町南日当 安藤和典さん（農業委員）

「天気って毎年違って当たり前。どうしたら理想の米になるのか毎年考てるよ。日々努力だね。」
今年の稲刈りも落ち着いた中、安藤さんは微笑む。南日当に住み、現在、水稻1100a、畑作(たまねぎ、落花生)25aの規模を、妻 順子さん とともに汗を流す。

45年前、地元の農業高校を卒業して、家業である農業を継いだ頃は、水稻130a程であった。後に、施設園芸(ビニールハウス)を主力として、春トマト、秋キュウリを作って千葉の市場までトラックで運んで行ったことがいい思い出となっている。その後、水稻の経営面積を徐々に拡大し、今では南日当一番の大農家となった。



人生いろいろある中で、60歳の時に大病を患い、順子さんと子供たち家族に助けてもらった。“まだまだ農業を頑張りたい気持ち。”と、“家族で農業ができる温かさ・有り難さ。”をしみじみ感じたと言う。現在も、農繁期には息子ふたりが頻繁に手伝ってくれている。



地元への思いがとても強く、「南日当地区の田んぼは、他地域と比べて、一つひとつの面積が狭いため、作業効率が悪いのが難点。農業委員として、地域の人たちと話し合いを重ね、農地の集積・集約、圃場整備など、その対応を図っていきたい。」と、地域農業への思いを語ってくれました。

【基盤整備が期待される南日当地区圃場】

○農地の手続きについて

➤ 農地の売買・賃借(農地法 第3条)

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

これは、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できるようにするためです。なお、所有権移転等の登記を行う際には、この許可書が必要になります。(※農業経営基盤強化促進法による手続を行うものもあります。)

農地法3条の主な許可基準

農地法3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ✓ 申請地を含め、所有、借受けしている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ✓ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ✓ 申請地の面積を含め、耕作面積が下限面積以上(50アール)であること
- ✓ 申請地の周辺農地の利用に影響を与えないこと
- ✓ 法人の場合、農業生産法人要件を満たすこと

➤ 農地の転用(農地法 第4条・第5条)

農地を農地以外の目的で利用する場合には、農業委員会を經由して千葉県知事の許可を受ける必要があります。

農地転用とは、農地を耕作目的以外に利用することで、駐車場、資材置場、住宅などの用地に転換することをいいます。一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用(一時転用)となります。これは、食料の安定供給の基盤である優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するためです。

(※農業振興地域農用地区域内にある農地は、はじめに農用地区域から除外する手続が必要となります。)

➤ 申請から許可まで

受付は、毎月21～25日です。(25日が土曜日・祝日の場合は24日。25日が日曜日の場合は、23日が締切り。郵送での受け付けはできません。)

・農地法3条許可手続きの流れ

- ① 申請書提出 (毎月21～25日)
- ② 現地調査 (翌月3日頃)
- ③ 農業委員会総会(審査) (翌月10日頃)
- ④ 許可書交付 (翌月10日頃、農業委員会⇒申請者)

・農地法4・5条許可手続きの流れ (千葉県知事許可(4ヘクタール以下のもの))

- ① 申請書提出 (毎月21日～25日)
- ② 現地調査 (翌月3日頃)
- ③ 農業委員会総会(審査) (翌月10日頃)
- ④ 千葉県へ進達 (翌月10日頃)
- ⑤ 千葉県審査会 (翌月20日頃)
- ⑥ 許可書交付 (翌々月1日頃、千葉県知事⇒(農業委員会)⇒申請者)

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115